

# 行田市立太田小学校 P T A 会則（案）

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、行田市立太田小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

## 第 2 章 目的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長に努め、併せて会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 会員相互の研修と親睦に関わる活動
- (2) 児童の交通安全、校外生活の補導
- (3) 児童の教育環境の整備
- (4) 会員及び児童の表彰、慶弔
- (5) その他、本会の目的を達するために必要な活動

## 第 3 章 活動方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、他のいかなる支配、統制、干渉を受けることなく、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗派にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
- (3) 学校の人事、その他管理運営事項には干渉しない。

## 第 4 章 会員

第 5 条 会員は、行田市立太田小学校に在籍する児童の保護者及び教職員で、本会の主旨に賛同するものとする。

第 6 条 会員は、別に定める額の会費を納めるものとする。

第 7 条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。

第 8 条 会員は、行田市 P T A 連合会の会員となる。

## 第 5 章 役員及び組織

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名

地区代表	若干名
専門部長	若干名
学級役員	若干名
幹事	若干名
監事	2名
顧問	2名

#### 第10条 選出方法

- (1) 会長は、総務委員会にて推薦し、総会の承認を得て決定する。
- (2) 副会長、幹事、監事は、会長が指名し、総会の承認を得て決定する。
- (3) 地区代表は、地区の推薦により選出する。
- (4) 専門部長は、各専門部にて互選し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- (5) 学級役員は、学級ごとに互選し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- (6) 顧問は、前会長と校長がその任にあたる。

#### 第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 会務を総理し、本会を代表する。総会、総務委員会の議長となる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 顧問 会務の重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- (4) 幹事 会長の指示に従い、会の庶務を執行する。予算に基づく会計の執行及び次年度予算の立案を行う。
- (5) 監事 予算執行状況及び収支について監査し、次年度にその報告を行う。

#### 第12条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。なお、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その任にあたるものとする。役員の仕事がなくなった場合、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 第13条 本会の事業遂行のため、次の部会及び委員会を置く。

- (1) 総務委員会  
本会は、正副会長、専門部長、学年代表、地区代表、校長、教頭、教務主任で構成し、本会の運営に関する事項を審議する。
- (2) 広報部  
広報活動を行い、PTAの啓発活動に寄与する。
- (3) 交通安全部  
学区内及び市内において児童の交通安全活動を推進する。
- (4) 成人教育部  
会員相互の研修及び家庭教育学級を通じて家庭教育の向上に努める。
- (5) 特別委員会

必要に応じて委員会を設置し、その構成委員は会長が委嘱する。

## 第6章 会議

第14条 本会は、会の目的達成のため、次の会議を開催する。

### (1) 総会

- ① 総会は全会員をもって構成される会の最高議決機関である。
- ② 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- ③ 定期総会では、事業及び予算、決算、役員承認、会則等の改廃、その他の重要事項について審議決定する。
- ④ 定期総会は、年度当初に1回開くものとする。
- ⑤ 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- ⑥ 緊急の場合は、総務委員会をもって総会にかえることができる。
- ⑦ 感染症等により、総会・総務委員会の開催が困難な場合、会長は役員との協議の上、書面決議をもって総会にかえることができる。

### (2) 総務委員会

総務委員会は、必要に応じて随時会長が招集し、下記のことを処理する。

- ① 会長の選出
- ② 総会提出議案の審議
- ③ その他必要な事項

第15条 各会議は、委任状を含めた構成者の過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第7章 会計

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金、事業収益等をもってこれにあてる。

第17条 会員は、毎月350円の会費を納入するものとする。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 個人情報の取扱い

第19条 本会が活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

附則 本会則は、令和5年4月1日からこれを施行する。

## 行田市立太田小学校 P T A 慶弔規程（案）

第 1 条 この規程は、行田市立太田小学校 P T A 会員の慶弔等に適用する。

第 2 条 慶弔費、記念品代等は、P T A 会費の諸費をもって運営する。

第 3 条 慶弔等の基準

① 弔慰

- ・ 会員が死亡したとき 5, 0 0 0 円と生花
- ・ 児童が死亡したとき 5, 0 0 0 円と生花

② 見舞い

- ・ 児童が 1 0 日以上入院したとき 5, 0 0 0 円
- ・ 会員の住宅が火災等により被害を受けたとき 5, 0 0 0 円
- ※ 児童の入院が、1 か月以上の長期にわたる場合や、会員が P T A 行事等に  
参加し、事故等にあった場合などは、別にこれを審議する。

③ 記念品代等

- ・ 会則第 9 条（1）の役員退任のとき 感謝状と花
- ・ 教職員の退会のとき 花

付記

- ① 上記以外の対応は、その都度役員会で協議の上決定する。
- ② 慶弔等は、会長がおこなう。
- ③ 慶弔等の返礼は一切しない。
- ④ 本規程は、令和 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

## 行田市立太田小学校 P T A 個人情報取扱規程（案）

第 1 条 この規程は、本 P T A が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権益を保護することを目的とする。

第 2 条 本 P T A は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 「個人情報」とは、本 P T A 会員の氏名、住所、電話番号とする。

第 4 条 本 P T A が取得、保有する情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 本会運営のための連絡
- (2) P T A 活動等に関する案内
- (3) 資料及び書類の送付
- (4) 会費納入に係る手続きと管理
- (5) 役員等選考のための利用
- (6) 広報誌などへの掲載
- (7) P T A が加入する保険手続きに必要な事項
- (8) 表彰に関する事項

第 5 条 個人情報は、会長または会長が指定する役員と、校長が指定する教職員が適正に管理する。

第 6 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

附則 本規程は、令和 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。